

長野原町犬及び猫避妊手術等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、飼養者の望まない犬及び猫の繁殖を抑制するため、犬及び猫の避妊又は断種手術（以下「避妊手術等」という。）に要する費用の一部を町が補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、本町に居住し、かつ住民基本台帳に記録されている者で、次条の補助対象動物を所有又は飼養する者とする。

(補助対象動物)

第3条 補助対象動物は、販売を目的として飼養されていない犬及び猫とし、犬においては、登録及び狂犬病の予防注射を受けているものとする。

(補助金額)

第4条 補助金額は、避妊手術等に要する費用の一部とし、次に掲げるとおりとする。

- (1) 避妊手術（雌） 1頭につき 5,000円
- (2) 断種手術（雄） 1頭につき 5,000円

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長野原町犬及び猫避妊手術等補助金交付申請書（別紙様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認められるときは補助金の交付を決定し、申請者に交付するものとする。

(避妊手術等の実施)

第7条 避妊手術等の実施については、社団法人群馬県獣医師会会員である開業獣医師（以下「指定獣医師」という。）により行うものとする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

様式第1号

長野原町犬及び猫避妊手術等補助金交付申請書

平成 年 月 日

長野原町長 高山欣也 様

申請者 住所 長野原町大字
氏名
電話番号

記

1. 交付申請額 金 5,000 円

2. 補助対象動物

種別	性別	なまえ	登録番号 (犬のみ)

3. 施術獣医師

住 所	
病 院 名	
獣医師名	

4. 添付書類

*避妊手術等にかかる領収書の写し
領収書には種別、性別、動物のなまえが記載されていること

5. 補助金振込先

金融機関名		支店名	
口座名義人		電話番号	
口座の種類	普通・当座	口座番号	

平成 年 月 日

長野原町犬及び猫避妊手術等補助金交付請求書

長野原町長 高山欣也様

申請者住所 長野原町大字

氏名 印

長野原町犬及び猫避妊手術等補助金として下記のとおり請求します。

記

請求額 円